

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 信用リスクの標準的手法</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第七十九条 第七十九條の四の六）</p> <p>第十九條の四の六</p> <p>第四節の二・第五節（略）</p> <p>第七章～第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>（与信相当額の算出）</p> <p>第七十九条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第七十九条の四の六までに定めるところによりカレント・エクスポージャー方式、標準方式又は期待エクスポージャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。</p> <p>2（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 信用リスクの標準的手法</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第七十九条 第七十九條の四）</p> <p>第十九條の四</p> <p>第四節の二・第五節（略）</p> <p>第七章～第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>（与信相当額の算出）</p> <p>第七十九条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第七十九条の四までに定めるところによりカレント・エクスポージャー方式、標準方式又は期待エクスポージャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。</p> <p>2（略）</p>

一年を超えない最後の時点をと_nとしたときのn

t_kは、t_k - t_{k-1}

三 実効 $E E_{t_k} = \max(E E_{t_{k+1}}, E E_{t_k})$

E E_{t_k}は、将来の時点t_kにおける、内部モデルにより推計されたエクスポージャーの額の平均（以下「期待エクスポージャー」という。）。ただし、実効E E_{t₀}はカレント・エクスポージャー（期待エクスポージャーの算出の対象となるネットインゲ・セットに含まれる取引の時価に基づき算出される、当該ネットインゲ・セットに係る取引相手方のデフォルトによって発生する損失額と零の大きい方をいう。第五十八条第六項において同じ。）とする。

3 標準的手法採用行は、前項第一号に規定する について、次に掲

げる要件を満たしている場合は、独自に推計することができる。ただし、推計した が一・一を二回るときは、 は一・一とする。

一 が、すべての取引相手方に対するエクスポージャーに係る経済資本（リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理において利用されている資本をいう。以下この項において同じ。）の額をE P Eを融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値として推計せらるる。ただし、E P Eは次に掲げる算式により算出せらるる値とする。

$$E P E = \frac{n}{k=1} E E_{t_k} \times t_k$$

nは、エクスポージャーの額を計測する将来の時点t_kのうち、一年を超えない最後の時点をと_nとしたときのn

（新設）

二 全ての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエクスポージャーの額の推計において主要な要因を把握していること。

三 経済資本の額の計算に係るモデルの使用の方法、パラメーターの特定及びポートフォリオの構成に合理性及び一貫性があること。

四 経済資本の額の計算方法についての文書が作成されていること。

4 標準的手法採用行は、ネットイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント（当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。次項において同じ。）に基づき、期待エクスポージャー計測モデル（期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合は、第二項第三号に規定する冊 Δ FCMに代えて、FCMを用いることにより同項第一号に規定する冊 Δ FCMを計測する方法を使用することができる。

5 標準的手法採用行は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい方を第二項第二号に掲げる冊 Δ FCMとする方法を使用することができる。

一 閾値（マージン・アグリーメントにおいて取引相手方に対して担保の提供の請求権が発生する当該取引相手方に対するエクスポ

（新設）

（新設）

ー・ジヤの額をいう。)に次に掲げる算式により算出されたア
オンを加えた額

$$\text{アドオン} = E E_{t_{mp}} - E E_{t_0}$$

$E E_{t_{mp}}$ は、リスクのマージン期間(マージン・アグリメント
に基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引
相手方のデフォルトに伴い発生した当該担保のマーケット・リ
スクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。ただし
、当該期間は、日々の値洗いにより担保の額が調整されてい
るレボ形式の取引のみから構成されるネットインゲ・セットにつ
いては五営業日、それ以外のすべてのネットインゲ・セットに
ついては十営業日を下回らないものとする。)内における最後
の時点の期待エクスポージャー

$E E_{t_0}$ は、マージン・アグリメントに基づき取引相手方から担
保の提供を受けた時点の期待エクスポージャー

二 マーキン・アグリメントの影響がないと想定した場合の興効
E P E

(承認申請書の提出)

第七十九条の四の二 期待エクスポージャー方式の使用について前条

(新設)

第一項の承認を受けようとする銀行は、次に掲げる事項を記載した
承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 商号

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

- 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 理由書
 - 二 前項第二号に規定する責任者の履歴書
 - 三 期待エクスポージャー計測モデルの構築及び利用その他の運用が承認の基準に適合していることを示す書類
 - 四 期待エクスポージャー方式実施計画
 - 五 その他参考となるべき事項を記載した書類
- 3 前項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 期待エクスポージャー方式を適用する範囲及び同方式の適用を開始する日
 - 二 期待エクスポージャー方式の適用を除外する予定の範囲
- (承認の基準)
- 第七十九条の四の三 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について第七十九条の四第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
- 一 期待エクスポージャーの管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「期待エクスポージャー管理部署」という。）が、信用リスク・アセットの額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。
 - 二 期待エクスポージャー管理部署は、適切なバック・テストイン

(新設)

グ（過去の期待エクスポージャー方式の適用対象となるエクスポージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出される期待エクスポージャーの比較の結果に基づき、期待エクスポージャー計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。）及びストレ・テスト（期待エクスポージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポージャーの額と期待エクスポージャーの差異に関する分析を行うことをいう。）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三 期待エクスポージャー計測モデルの正確性が、期待エクスポージャー管理部署により継続的に検証されること。

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によってリスク計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ 期待エクスポージャー計測モデルの用いる前提が不適切であることによりリスクを過小に評価していないこと。

ロ 第二号に定めるバック・テストリングに加え、銀行のポートフォリオと期待エクスポージャー計測モデルの構造に照らして

-
- 適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。
- 八 仮想的なポートフォリオを使用した検証により、期待エクスポージャー計測モデルが、ポートフォリオの構造的な特性から生じうる影響を適切に把握していると評価できること。
- 五 取締役等（取締役若しくは執行役員又は執行役員（取締役又は執行役に準じて社内で責任を負うものをいう。）をいう。第百七条第二項第三号及び第二百七十四条第二項第五号において同じ。）が期待エクスポージャーに係る信用リスクの管理手続に積極的に関与していること。
- 六 期待エクスポージャー計測モデルが通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。
- 七 期待エクスポージャー計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。
- 八 期待エクスポージャーに係る信用リスクの計測過程について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。
- 九 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想されていること。
- 十 前号のリスク・ファクターに対して大きな変動が生じた場合に期待エクスポージャー計測モデルに及ぼす影響を検証していること。
-

十一 取引をモデル内の適切なネットティング・セットに割り当てるために取引固有の情報を入手していること。

十二 担保額調整の効果を捉えるため、取引固有の情報を入手して
する。

十三 独自に推計している場合は、第七十九条の四第三項各号に掲げる要件を満たしていること。

(変更に係る届出)

第七十九条の四の四 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一 承認申請書の記載事項に変更がある場合

二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三 前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法採用行は、当該銀行が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

第七十九条の四の五 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合、第七十九条の四第一項の承認を取り消すことができる。

(新設)

(新設)

(段階的適用等)

第七十九条の四の六 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、すべての派生商品取引又はすべてのレポ形式の取引について期待エクスポージャー方式を適用しなければならぬ。ただし、期待エクスポージャー方式の適用を開始した後、一定の期間について、一部の取引の与信相当額についてカレント・エクスポージャー方式又は標準方式を適用する旨を第七十九条の四の二第二項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たつて重要でない派生商品取引又はレポ形式の取引に対して、カレント・エクスポージャー方式又は標準方式を適用することができる。

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第一百七条 (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

三 標準的手法採用行の取締役等がレポ形式の取引に係るエクスポージャー変動額の管理手続に積極的に関与していること。

(新設)

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第一百七条 (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

三 標準的手法採用行の取締役等(取締役若しくは執行役又は執行役員(取締役又は執行役に準じて社内で責任を負うものをいう。))がレポ形式の取引に(をいう。第二百七十四条において同じ。))がレポ形式の取引に

四〇六 (略)

三〇四 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第百五十七条 (略)

二〇四 (略)

5 第七十九条から第七十九条の四の六までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

(マチュリティ)

第百五十八条 (略)

二〇五 (略)

6 内部格付手法採用行が事業法人等向けエクスポージャーのEADについて第七十九条の四から第七十九条の四の六までの規定を準用している場合は、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリティは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチュリティとし、同号に掲げる冊子EADは第二号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチュリティが一年に満たない場合は一年とし、五年を超える場合は

係るエクスポージャー変動額の管理手続に積極的に関与していること。

四〇六 (略)

三〇四 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第百五十七条 (略)

二〇四 (略)

5 第七十九条から第七十九条の四までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

(マチュリティ)

第百五十八条 (略)

二〇五 (略)

(新設)

円掛となる。

$$\text{I 実効スチユリテイ(M)} = \frac{\sum_{k=1}^m \text{実効} E E_{t_k} x \quad t_k x \quad d f_k}{\sum_{k=1}^m \text{実効} E E_{t_k} x \quad t_k}$$

$$\frac{\sum_{k=m+1}^n E E_{t_k} x \quad t_k x \quad d f_k}{x \quad d f_k}$$

t_k は、 $t_k - t_{k-1}$

$d f_k$ は、将来の期間 t_k にわたるリスクフリー・レートによる割引率

$E E_{t_k}$ は、将来の時点 t_k における期待エクスポージャー。ただし、 $E E_{t_0}$ はカレント・エクスポージャー。

m は、エクスポージャーの額を計測する将来の時点 t_k のうち、一年を超えない最後の時点 t_m としたときの m

n は、エクスポージャーの額を計測する将来の時点 t_k のうち、満期の時点を超えない最後の時点 t_n としたときの n

$$\text{II 実効} E E_{t_k} = \max(\text{実効} E E_{t_{k-1}}, E E_{t_k})$$

実効 $E E_{t_0}$ は、カレント・エクスポージャー

(リテール向けエクスポージャーの EAD)

第百六十五条 (略)

2~4 (略)

5 第七十九条から第七十九条の四の六までの規定は、リテール向けエクスポージャーの EAD について準用する。この場合において、

(リテール向けエクスポージャーの EAD)

第百六十五条 (略)

2~4 (略)

5 第七十九条から第七十九条の四までの規定は、リテール向けエクスポージャーの EAD について準用する。この場合において、「標

「標準的手法採用行」とあるのは、「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

(エクスポージャーの厚さ(一))

第二百六十条 (略)

2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第七十九条から第七十九条の四の六までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは、「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

標準的手法採用行」とあるのは、「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

(エクスポージャーの厚さ(一))

第二百六十条 (略)

2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第七十九条から第七十九条の四の六までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは、「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充
 実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 信用リスクの標準的手法</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十七条 第五 <u>十七条の四の六</u>）</p> <p>第四節の二・第五節（略）</p> <p>第五章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（与信相当額の算出）</p> <p>第五十七条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与 信相当額は、次条から第五十七条の四の六までに定めるところによ りカレント・エクスポージャー方式、標準方式又は期待エクスポー ジャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内 の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くこ とができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 信用リスクの標準的手法</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十七条 第五 <u>十七条の四</u>）</p> <p>第四節の二・第五節（略）</p> <p>第五章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（与信相当額の算出）</p> <p>第五十七条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与 信相当額は、次条から第五十七条の四までに定めるところによりカ レント・エクスポージャー方式、標準方式又は期待エクスポージャ ー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外 国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くこと ができる。</p> <p>2 （略）</p>

3 標準的手法採用行が第五十七条の四から第五十七条の四の六までに定めるところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

4 標準的手法採用行は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十七条の四の六までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

一・二 (略)

(期待エクスポージャー方式)

第五十七条の四 (略)

2 標準的手法採用行が期待エクスポージャー方式を用いる場合は、ネットティング・セットオフと、与信相当額は第一号に掲げる算式にあり、 $\sum_{k=1}^n$ 回数に掛かる算出に要する実効 EPE は第二号に掲げる算式にあり、 $\sum_{k=1}^n$ 回数に掛かる実効 EPE は第三号に掲げる算式にあり、 $\sum_{k=1}^n$ 回数に掛かる額とする。

一 与信相当額 = x 実効 EPE

は、1.4. ただし、カウンター・パーティーの信用リスクに関する固有の特徴がある場合には、当該特徴に応じたより保守的な x を用いることとする。

二 実効 EPE = $\sum_{k=1}^n$ 実効 EPE_k × t_k

n は、エクスポージャーの額を計測する将来の時点 t_k のうち、

3 標準的手法採用行が第五十七条の四に定めるところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

4 標準的手法採用行は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十七条の四までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

一・二 (略)

(期待エクスポージャー方式)

第五十七条の四 (略)

2 標準的手法採用行が期待エクスポージャー方式を用いる場合、金融庁長官が別に定める方法に従うものとする。

一年を超えない最後の時点をと_nとしたときのn

t_kは、t_{k-1}

三 実効 $E E_{t_k} = \max(E E_{t_{k+1}}, E E_{t_k})$

E E_{t_k}は、将来の時点t_kにおける、内部モデルにより推計されたエクスポージャーの額の平均（以下「期待エクスポージャー」という。）。ただし、実効E E_{t₀}はカレント・エクスポージャー（期待エクスポージャーの算出の対象となるネットインゲ・セットに含まれる取引の時価に基づき算出される、当該ネットインゲ・セットに係る取引相手方のデフォルトによって発生する損失額と零の大きい方をいう。第三十六條第六項において同じ。）とする。

3 標準的手法採用行は、前項第一号に規定する について、次に掲

げる要件を満たしている場合は、独自に推計することができる。ただし、推計した が一・一を二回るときは、 は一・一とする。

一 が、すべての取引相手方に対するエクスポージャーに係る経済資本（リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理において利用されている資本をいう。以下この項において同じ。）の額をE P Eを融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値として推計せらるる。ただし、E P Eは次に掲げる算式に

ちが算出せらるる値である。

$$E P E = \frac{n}{k=1} E E_{t_k} \times t_k$$

nは、エクスポージャーの額を計測する将来の時点t_kのうち、一年を超えない最後の時点をと_nとしたときのn

（新設）

二 すべての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエクスポージャーの額の推計において主要な要因を把握していること。

三 経済資本の額の計算に係るモデルの使用の方法、パラメーターの特定及びポートフォリオの構成に合理性及び一貫性があること。

四 経済資本の額の計算方法についての文書が作成されていること。

4 標準的手法採用行は、ネットインゲ・セットに係る取引相手方

に対するマージン・アグリーメント（当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。次項において同じ。）に基づき、期待エクスポージャー計測モデル（期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合は、第二項第三号に規定する冊 ΔE_{t+k} に代えて、 E_{t+k} を用いることにより同項第二号に規定する冊 ΔE_{t+k} を計測する方法を使用することができる。

5 標準的手法採用行は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる

額のうち、いずれか小さい方を第二項第二号に掲げる冊 ΔE_{t+k} とする方法を使用することができる。

一 閾値（マージン・アグリーメントにおいて取引相手方に対して担保の提供の請求権が発生する当該取引相手方に対するエクスポ

（新設）

（新設）

ージャーの額をいう。) 次に掲げる算式により算出されたア
オンを加えた額

$$\text{アドオン} = E E_{t_{mp}} - E E_{t_0}$$

$E E_{t_{mp}}$ は、リスクのマージン期間（マージン・アグリメント
に基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引
相手方のデフォルトに伴い発生した当該担保のマーケット・リ
スクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。ただし
、当該期間は、日々の値洗いにより担保の額が調整されてい
るレボ形式の取引のみから構成されるネットインゲ・セットにつ
いては五営業日、それ以外のすべてのネットインゲ・セットに
ついては十営業日を下回らないものとする。) 内における最後
の時点の期待エクスポージャー

$E E_{t_0}$ は、マージン・アグリメントに基づき取引相手方から担
保の提供を受けた時点の期待エクスポージャー

二 マージン・アグリメントの影響がないと仮定した場合の無効
E P E

(承認申請書の提出)

第五十七条の四の二 期待エクスポージャー方式の使用について前条

第一項の承認を受けようとする銀行持株会社は、次に掲げる事項を
記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 商号

二 連結自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

(新設)

- 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 理由書
 - 二 前項第二号に規定する責任者の履歴書
 - 三 期待エクスポージャー計測モデルの構築及び利用その他の運用が承認の基準に適合していることを示す書類
 - 四 期待エクスポージャー方式実施計画
 - 五 その他参考となるべき事項を記載した書類
- 3 前項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 期待エクスポージャー方式を適用する範囲及び同方式の適用を開始する日
 - 二 期待エクスポージャー方式の適用を除外する予定の範囲
- (承認の基準)
- 第五十七条の四の三 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について第五十七条の四第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
- 一 期待エクスポージャーの管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「期待エクスポージャー管理部署」という。）が、信用リスク・アセットの額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。
 - 二 期待エクスポージャー管理部署は、適切なバック・テストイン

(新設)

グ（過去の期待エクスポージャー方式の適用対象となるエクスポージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出される期待エクスポージャーの比較の結果に基づき、期待エクスポージャー計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。）及びストレ・テスト（期待エクスポージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポージャーの額と期待エクスポージャーの差異に関する分析を行うことをいう。）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三 期待エクスポージャー計測モデルの正確性が、期待エクスポージャー管理部署により継続的に検証されること。

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によってリスク計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ 期待エクスポージャー計測モデルの用いる前提が不適切であることによりリスクを過小に評価していないこと。

ロ 第二号に定めるバック・テストリングに加え、銀行持株会社のポートフォリオと期待エクスポージャー計測モデルの構造に

-
- 照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。
- 八 仮想的なポートフォリオを使用した検証により、期待エクスポージャー計測モデルが、ポートフォリオの構造的な特性から生じうる影響を適切に把握していると評価できること。
- 五 取締役等（取締役若しくは執行役員又は執行役員（取締役又は執行役員に準じて社内です責任を負うものをいう。）をいう。第八十五条第二項第三号及び第二百五十二条第二項第五号において同じ。）が期待エクスポージャーに係る信用リスクの管理手続に積極的に関与していること。
- 六 期待エクスポージャー計測モデルが通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。
- 七 期待エクスポージャー計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。
- 八 期待エクスポージャーに係る信用リスクの計測過程について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。
- 九 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想されていること。
- 十 前号のリスク・ファクターに対して大きな変動が生じた場合に期待エクスポージャー計測モデルに及ぼす影響を検証していること。
-

十一 取引をモデル内の適切なネットティング・セットに割り当てるために取引固有の情報を入手していること。

十二 担保額調整の効果を捉えるため、取引固有の情報を入手して
いること。

十三 独自に推計している場合は、第五十七条の四第三項各号に掲げる要件を満たしていること。

(変更に係る届出)

第五十七条の四の四 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一 承認申請書の記載事項に変更がある場合

二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三 前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法採用行は、当該銀行持株会社が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

第五十七条の四の五 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合、第五十七条の四第

(新設)

(新設)

一項の承認を取り消すことができる。

(段階的適用等)

第五十七条の四の六 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、すべての派生商品取引又はすべてのレポ形式の取引について期待エクスポージャー方式を適用しなければならぬ。ただし、期待エクスポージャー方式の適用を開始した後、一定の期間について、一部の取引の与信相当額についてカレント・エクスポージャー方式又は標準方式を適用する旨を第五十七条の四の二第二項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用行は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要でない派生商品取引又はレポ形式の取引に対して、カレント・エクスポージャー方式又は標準方式を適用することができる。

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第八十五条 (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

三 標準的手法採用行の取締役等がレポ形式の取引に係るエクスポージャー変動額の管理手続に積極的に関与していること。

(新設)

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第八十五条 (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

三 標準的手法採用行の取締役等(取締役若しくは執行役員又は執行役員(取締役又は執行役に準じて社内で責任を負うものをいう。))

四〇六 (略)

三〇四 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第百二十五条 (略)

二〇四 (略)

5 第五十七条から第五十七条の四の六までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

(マチュリティ)

第百二十六条 (略)

二〇五 (略)

6 内部格付手法採用行が事業法人等向けエクスポージャーのEADについて第五十七条の四から第五十七条の四の六までの規定を準用している場合は、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリティは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチュリティとし、同号に掲げる冊_スEAD_スは第二号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マ

をいう。第二百五十二条において同じ。)がレポ形式の取引に係るエクスポージャー変動額の管理手続に積極的に関与していること。

四〇六 (略)

三〇四 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第百二十五条 (略)

二〇四 (略)

5 第五十七条から第五十七条の四までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

(マチュリティ)

第百二十六条 (略)

二〇五 (略)

(新設)

チユリテイが一年に満たない場合は一年とシ、五年を超える場合は五年とスル。

$$\text{I 実効スチユリテイ}(M) = \frac{\sum_{k=1}^m \text{実効} E E_{t_k} \times t_k \times d f_k}{\sum_{k=1}^m \text{実効} E E_{t_k} \times t_k}$$

$$\frac{\sum_{k=m+1}^n E E_{t_k} \times t_k \times d f_k}{\sum_{k=1}^n E E_{t_k} \times t_k \times d f_k}$$

t_k は、 $t_k - t_{k-1}$

$d f_k$ は、将来の期間 t_k にわたるリスクフリー・レートによる割引率

$E E_{t_k}$ は、将来の時点 t_k における期待エクスポージャー。ただし、 $E E_{t_0}$ はカレント・エクスポージャー。

m は、エクスポージャーの額を計測する将来の時点 t_k のうち、一年を超えない最後の時点 t_m としたときの m

n は、エクスポージャーの額を計測する将来の時点 t_k のうち、満期の時点を超えない最後の時点 t_n としたときの n

II 実効 $E E_{t_k} = \max(\text{実効} E E_{t_{k-1}}, E E_{t_k})$

実効 $E E_{t_0}$ は、カレント・エクスポージャー

(リテール向けエクスポージャーの EAD)

第四百四十三条 (略)

2~4 (略)

5 第五十七条から第五十七条の四の六までの規定は、リテール向け

(リテール向けエクスポージャーの EAD)

第四百四十三条 (略)

2~4 (略)

5 第五十七条から第五十七条の四までの規定は、リテール向けエク

エクスポージャーの「ヨ」について準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは、「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

(エクスポージャーの厚さ(「」))

第二百三十八条 (略)

2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第五十七条から第五十七条の四の六までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは、「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

スポージャーの「ヨ」について準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは、「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

(エクスポージャーの厚さ(「」))

第二百三十八条 (略)

2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第五十七条から第五十七条の四までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは、「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 信用リスクの標準的手法</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第七十三条 第七 十六条の六）</p> <p>第五節・第六節（略）</p> <p>第七章～第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>（与信相当額の算出）</p> <p>第七十三条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第七十六条の六までに定めるところによりカレンダー・エクスポージャー方式、標準方式又は期待エクスポージャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。</p> <p>2（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 信用リスクの標準的手法</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第七十三条 第七 十六条）</p> <p>第五節・第六節（略）</p> <p>第七章～第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>（与信相当額の算出）</p> <p>第七十三条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第七十六条までに定めるところによりカレンダー・エクスポージャー方式、標準方式又は期待エクスポージャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。</p> <p>2（略）</p>

- 3 標準的手法採用金庫が第七十六条から第七十六条の六までに定めるところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。
- 4 標準的手法採用金庫は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第七十六条の六までの規定により与信相当額を算出することを要しない。
- 一・二 (略)

(期待エクスポージャー方式)

第七十六条 (略)

- 2 標準的手法採用金庫が期待エクスポージャー方式を用いる場合は、ネットینگ・セットとして、与信相当額は第一号に掲げる算式「 E_{t_k} 」及び第二号に掲げる算式「 E_{t_k} 」の算出に用いる実効 E P E は第一号に掲げる算式「 E_{t_k} 」及び第二号に掲げる算式「 E_{t_k} 」のうち適用される額である。

一 与信相当額 = x 実効 E P E

は、1.4. ただし、カウンター・パーティーの信用リスクに関する固有の特徴がある場合には、当該特徴に応じたより保守的な x を用いることとする。

二 実効 E P E = $\frac{1}{n} \sum_{k=1}^n$ 実効 E E $t_k \times t_k$

n は、エクスポージャーの額を計測する将来の時点 t_k のうち、

- 3 標準的手法採用金庫が第七十六条に定めるところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。
- 4 標準的手法採用金庫は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第七十六条までの規定により与信相当額を算出することを要しない。
- 一・二 (略)

(期待エクスポージャー方式)

第七十六条 (略)

- 2 標準的手法採用金庫が期待エクスポージャー方式を用いる場合、金融庁長官が別に定める方法に従うものとする。

一年を超えない最大の時点をと t_n としたときの n

t_k は、 $t_k - t_{k-1}$

三 実効 $E E_{t_k} = \max(E E_{t_{k-1}}, E E_{t_k})$

$E E_{t_k}$ は、将来の時点 t_k における、内部モデルにより推計されたエクスポージャーの額の平均（以下「期待エクスポージャー」という。）。ただし、実効 $E E_{t_0}$ はカレント・エクスポージャー（期待エクスポージャーの算出の対象となるネットインゲ・セットに含まれる取引の時価に基づき算出される、当該ネットインゲ・セットに係る取引相手方のデフォルトによって発生する損失額と零の大きい方をいう。第五五十七条第六項において同じ。）とする。

3 標準的手法採用金庫は、前項第一号に規定する について、次に掲げる要件を満たしている場合は、独自に推計することができる。

（新設）

ただし、推計した t_{k-1} を t_k と回るときは、 t_{k-1} とする。

一 t_{k-1} が、すべての取引相手方に対するエクスポージャーに係る経済資本（リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理において利用されている資本をいう。以下この項において同じ。）の額を $E P E$ を融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値として推計されたこと。ただし、 $E P E$ は次に掲げる算式により算出される値とする。

$$E P E = \frac{n}{k-1} E E_{t_k} \times t_k$$

n は、エクスポージャーの額を計測する将来の時点 t_k のうち、一年を超えない最大の時点をと t_n としたときの n

二 すべての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエクスポージャーの額の推計において主要な要因を把握していること。

三 経済資本の額の計算に係るモデルの使用の方法、パラメーターの特定及びポートフォリオの構成に合理性及び一貫性があること。

四 経済資本の額の計算方法についての文書が作成されていること。

4 標準的手法採用金庫は、ネットイング・セットに係る取引相手方

に対するマージン・アグリーメント（当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。次項において同じ。）に基づき、期待エクスポージャー計測モデル（期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合は、第二項第三号に規定する冊添 EEE に代えて、EEE を用いることにより同項第二号に規定する冊添 EPPF を計測する方法を使用することができる。

5 標準的手法採用金庫は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる

額のうち、いずれか小さい方を第二項第二号に掲げる冊添 EPPF とする方法を使用することができる。

一 閾値（マージン・アグリーメントにおいて取引相手方に対して担保の提供の請求権が発生する当該取引相手方に対するエクスポ

（新設）

（新設）

ー・ジヤの額をいう。)に次に掲げる算式により算出されたア
オンを加えた額

$$\text{アドオン} = E E_{\text{temp}} - E E_{\text{to}}$$

$E E_{\text{temp}}$ は、リスクのマージン期間(マージン・アグリメント
に基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引
相手方のデフォルトに伴い発生した当該担保のマーケット・リ
スクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。ただし
、当該期間は、日々の値洗いにより担保の額が調整されてい
るレボ形式の取引のみから構成されるネットインゲ・セットにつ
いては五営業日、それ以外のすべてのネットインゲ・セットに
ついては十営業日を下回らないものとする。)内における最後
の時点の期待エクスポージャー

$E E_{\text{to}}$ は、マージン・アグリメントに基づき取引相手方から担
保の提供を受けた時点の期待エクスポージャー

二 マーキン・アグリメントの影響がないと想定した場合の無効
E P E

(承認申請書の提出)

第七十六条の二 期待エクスポージャー方式の使用について前条第一
項の承認を受けようとする信用金庫又は信用金庫連合会は、次に掲
げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。
ない。

一 名称

(新設)

- 二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名
 - 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 理由書
 - 二 前項第二号に規定する責任者の履歴書
 - 三 期待エクスポージャー計測モデルの構築及び利用その他の運用が承認の基準に適合していることを示す書類
 - 四 期待エクスポージャー方式実施計画
 - 五 その他参考となるべき事項を記載した書類
 - 3 前項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 期待エクスポージャー方式を適用する範囲及び同方式の適用を開始する日
 - 二 期待エクスポージャー方式の適用を除外する予定の範囲
- (承認の基準)
- 第七十六条の三 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について第七十六条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
- 一 期待エクスポージャーの管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「期待エクスポージャー管理部署」という。）が、信用リスク・アセットの額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

(新設)

二 期待エクスポージャー管理部署は、適切なバック・テストイン
グ（過去の期待エクスポージャー方式の適用対象となるエクスポ
ージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出される
期待エクスポージャーの比較の結果に基づき、期待エクスポージ
ャー計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。）及びストレ
ス・テスト（期待エクスポージャー計測モデルについて、将来の
リスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファク
ターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポージャーの額
と期待エクスポージャーの差異に関する分析を行うことをいう。
）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成し
ていること。

三 期待エクスポージャー計測モデルの正確性が、期待エクスポ
ージャー管理部署により継続的に検証されること。

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独
立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後
定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変
更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化に
よってリスク計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合
に検証されること。この場合において、当該検証は次に掲げる事
項を含まなければならない。

イ 期待エクスポージャー計測モデルの用いる前提が不適切であ
ることによりリスクを過小に評価していないこと。

ロ 第二号に定めるバック・テストイングに加え、信用金庫又は

- 信用金庫連合会のポートフォリオと期待エクスポージャー計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。
- 八 仮想的なポートフォリオを使用した検証により、期待エクスポージャー計測モデルが、ポートフォリオの構造的な特性から生じうる影響を適切に把握していると評価できること。
- 五 理事（法第三十二条第一項に規定する理事をいう。以下同じ。）が期待エクスポージャーに係る信用リスクの管理手続に積極的に関与していること。
- 六 期待エクスポージャー計測モデルが通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。
- 七 期待エクスポージャー計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。
- 八 期待エクスポージャーに係る信用リスクの計測過程について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。
- 九 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想されていること。
- 十 前号のリスク・ファクターに対して大きな変動が生じた場合に期待エクスポージャー計測モデルに及ぼす影響を検証していること。
- 十一 取引をモデル内の適切なネットティング・セットに割り当てる

ために取引固有の情報を入手していること。

十二 担保額調整の効果を捉えるため、取引固有の情報を入手していること。

十三 を独自に推計している場合は、第七十六条第三項各号に掲げる要件を満たしていること。

(変更に係る届出)

第七十六条の四 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一 承認申請書の記載事項に変更がある場合

二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三 前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法採用金庫は、当該金庫又は信用金庫連合会が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

第七十六条の五 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合、第七十六条第一項の承認を取り消すことができる。

(新設)

(新設)

(段階的適用等)

第七十六条の六 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用金庫は、すべての派生商品取引又はすべてのレポ形式の取引について期待エクスポージャー方式を適用しなければならない。ただし、期待エクスポージャー方式の適用を開始した後
の一定の期間について、一部の取引の与信相当額についてカレント
・エクスポージャー方式又は標準方式を適用する旨を第七十六条の
二第二項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画に定め
ている場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、期待エクスポージャー方式の使用につ
いて承認を受けた標準的手法採用金庫は、信用リスク・アセットの
額を算出するに当たつて重要でない派生商品取引又はレポ形式の取
引に対して、カレント・エクスポージャー方式又は標準方式を適用
することができる。

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第一百五十五条 (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

三 標準的手法採用金庫の理事がレポ形式の取引に係るエクスポ
ージャー変動額の管理手続に積極的に関与していること。

(新設)

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第一百五十五条 (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

三 標準的手法採用金庫の理事(法第三十二条第一項に規定する理
事をいう。以下同じ。)がレポ形式の取引に係るエクスポージャ
ー変動額の管理手続に積極的に関与していること。

四〇六 (略)

三〇四 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第百五十六条 (略)

二〇四 (略)

5 第七十三条から第七十六条の六までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは、「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

(マチュリテイ)

第百五十七条 (略)

二〇五 (略)

6 内部格付手法採用金庫が事業法人等向けエクスポージャーのEADについて第七十六条から第七十六条の六までの規定を準用している場合は、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリテイは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチュリテイとし、同号に掲げる測定EET_kは第一号に掲げる算式により算出された額とする。ただし、実効マチュリテイが一年に満たない場合は一年とし、五年を超える場合は五年とする。

四〇六 (略)

三〇四 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第百五十六条 (略)

二〇四 (略)

5 第七十三条から第七十六条までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは、「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

(マチュリテイ)

第百五十七条 (略)

二〇五 (略)

(新設)

1 実効マシユリテ $Y(M) =$

$$\frac{\sum_{k=1}^m \text{実効 } E E_{t_k} x_{t_k}}{\sum_{k=m+1}^n E E_{t_k} x_{t_k} \times d f_k} \times d f_k$$

t_k は、 $t_k - t_{k-1}$

$d f_k$ は、将来の期間 t_k にわたるリスクフリー・レートによる割引率

$E E_{t_k}$ は、将来の時点 t_k における期待エクスポージャー。ただし、 $E E_{t_0}$ はカレント・エクスポージャー。

m は、エクスポージャーの額を計測する将来の時点 t_k のうち、一年を超えない最後の時点を t_m としたときの m

n は、エクスポージャーの額を計測する将来の時点 t_k のうち、満期の時点を超えない最後の時点を t_n としたときの n

11 実効 $E E_{t_k} = \max(\text{実効 } E E_{t_{k+1}}, E E_{t_k})$

実効 $E E_{t_0}$ は、カレント・エクスポージャー

(リテール向けエクスポージャーの EAD)

第百六十四条 (略)

2~4 (略)

5 第七十三条から第七十六条の六までの規定は、リテール向けエクスポージャーの EAD について準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替

(リテール向けエクスポージャーの EAD)

第百六十四条 (略)

2~4 (略)

5 第七十三条から第七十六条までの規定は、リテール向けエクスポージャーの EAD について準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替

えるものとする。

(エクスポージャーの厚さ(一))

第二百六十条 (略)

2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第七十三条から第七十六条の六までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

ものとする。

(エクスポージャーの厚さ(一))

第二百六十条 (略)

2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第七十三条から第七十六条までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法採用金庫」とあるのは「内部格付手法採用金庫」と読み替えるものとする。

協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 信用リスクの標準的手法</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十条 第五十条）</p> <p>三条の六</p> <p>第五節・第六節（略）</p> <p>第五章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（与信相当額の算出）</p> <p>第五十条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第五十三条の六までに定めるところによりカレント・エクスポートジャー方式、標準方式又は期待エクスポートジャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 信用リスクの標準的手法</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十条 第五十条）</p> <p>三条</p> <p>第五節・第六節（略）</p> <p>第五章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（与信相当額の算出）</p> <p>第五十条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第五十三条までに定めるところによりカレント・エクスポートジャー方式、標準方式又は期待エクスポートジャー方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。</p>

2 (略)

3 標準的手法を採用する信用協同組合等が第五十三條から第五十三條の六までに定めるところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

4 標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十三條の六までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

一・二 (略)

(期待エクスポージャー方式)

第五十三條 (略)

2 標準的手法を採用する信用協同組合等が期待エクスポージャー方式を用いる場合は、ネットイング・セッティングと、与信相当額は第一号に掲げる算出式及び、第二号に掲げる算出式の算出結果の乗算結果に、第三号に掲げる算出式及び、第四号に掲げる算出式の算出結果を乗算する。

一 与信相当額 = x 実効 E P E

は、1.4. ただし、カウンター・パーティーの信用リスクに関する固有の特徴がある場合には、当該特徴に応じたより保守的な を用いることとする。

二 実効 E P E = $\frac{n}{k} \times \frac{\text{実効 E E}_{t_k}}{t_k}$

2 (略)

3 標準的手法を採用する信用協同組合等が第五十三條に定めるところにより期待エクスポージャー方式を用いる場合、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引についても期待エクスポージャー方式を用いて与信相当額を算出することができる。

4 標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十三條までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

一・二 (略)

(期待エクスポージャー方式)

第五十三條 (略)

2 標準的手法を採用する信用協同組合等が期待エクスポージャー方式を用いる場合、金融庁長官が別に定める方法に従うものとする。

n は、エクスポージャーの額を計測する将来の時点 t_k のうち、
一年を超えない最大の時点を t_n としたときの n

t_k は、 $t_k - t_{k-1}$

三 実効 $E_{t_k} = \max(E_{t_{k-1}}, E_{t_k})$

E_{t_k} は、将来の時点 t_k における、内部モデルにより推計され
たエクスポージャーの額の平均（以下「期待エクスポージャー
」という）。ただし、実効 E_{t_k} はカレント・エクスポージ
ャー（期待エクスポージャーの算出の対象となるネットインゲ
・セットに含まれる取引の時価に基づき算出される、当該ネッ
テイング・セットに係る取引相手方のデフォルトによって発生
する損失額と零の大きい方をいう。第百三十三条第六項におい
て同じ。）とする。

3

標準的手法を採用する信用協同組合等は、前項第一号に規定する
ことについて、次に掲げる要件を満たしている場合は、独自に推計す
るることができる。ただし、推計した E_{t_k} を下回るときは、
は「一」による。

一 が、すべての取引相手方に対するエクスポージャーに係る経
済資本（リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理にお
いて利用されている資本をいう。以下この項において同じ。）の
額を E_{t_k} を融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値
として推計されていること。ただし、 E_{t_k} は次に掲げる算式に
より算出される値とする。

$$E_{t_k} = \frac{E_{t_k}}{E_{t_k} \times t_k}$$

（新設）

- n は、エクスポージャーの額を計測する将来の時点 t_k のうち、一年を超えない最大の時点 t_n としたときの n
- t_k は、 $t_k - t_{k-1}$
- 二 すべての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエクスポージャーの額の推計において主要な要因を把握していること。
- 三 経済資本の額の計算に係るモデルの使用の方法、パラメーターの特定及びポートフォリオの構成に合理性及び一貫性があること。
- 四 経済資本の額の計算方法についての文書が作成されていること。
- 4 標準的手法を採用する信用協同組合等は、ネットینگ・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリメント（当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。次項において同じ。）に基づき、期待エクスポージャー計測モデル（期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合は、第二項第二号に規定する測定 FE_{t_k} に代えて、 FE_{t_k} を用いることにより同項第二号に規定する測定 FE_{t_k} を計測する方法を使用することができる。
- 5 標準的手法を採用する信用協同組合等は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい方を第二項第二号に

（新設）

（新設）

掲げる無効 E P E とする方法を使用することがある。

一 閾値 (マージン・アグリーメントにおいて取引相手方に対して担保の提供の請求権が発生する当該取引相手方に対するエクスポージャーの額をいう。) に次に掲げる算式により算出されたアドオンを加えた額

$$\text{アドオン} = E E_{\text{temp}} \cdot E E_{\text{to}}$$

$E E_{\text{temp}}$ は、リスクのマージン期間 (マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該担保のマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。ただし、当該期間は、日々の値洗いにより担保の額が調整されているレボ形式の取引のみから構成されるネッチイング・セットについては五営業日、それ以外のすべてのネッチイング・セットについては十営業日を下回らないものとする。) 内における最後の時点の期待エクスポージャー

$E E_{\text{to}}$ は、マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点の期待エクスポージャー

二 マージン・アグリーメントの計算がなされた場合の無効 E P E

(承認申請書の提出)

第五十三条の二 期待エクスポージャー方式の使用について前条第一項の承認を受けようとする信用協同組合等は、次に掲げる事項を記

(新設)

載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 名称

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない

い。

一 理由書

二 前項第一号に規定する責任者の履歴書

三 期待エクスポージャー計測モデルの構築及び利用その他の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 期待エクスポージャー方式実施計画

五 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 前項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 期待エクスポージャー方式を適用する範囲及び同方式の適用を開始する日

二 期待エクスポージャー方式の適用を除外する予定の範囲

(承認の基準)

第五十三条の三 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について第五十三条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 期待エクスポージャーの管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「期待エクスポージャー管理部署」という。）が、

(新設)

信用リスク・アセットの額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

二 期待エクスポージャー管理部署は、適切なバック・テストインク（過去の期待エクスポージャー方式の適用対象となるエクスポージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出される期待エクスポージャーの比較の結果に基づき、期待エクスポージャー計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。）及びストレステスト（期待エクスポージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポージャーの額と期待エクスポージャーの差異に関する分析を行うことをいう。）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三 期待エクスポージャー計測モデルの正確性が、期待エクスポージャー管理部署により継続的に検証されること。

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によつてリスク計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ 期待エクスポージャー計測モデルの用いる前提が不適切であ

- ることによりリスクを過小に評価していないこと。
- ロ 第二号に定めるバック・テストイングに加え、信用協同組合等のポートフォリオと期待エクスポージャー計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。
- ハ 仮想的なポートフォリオを使用した検証により、期待エクスポージャー計測モデルが、ポートフォリオの構造的な特性から生じうる影響を適切に把握していると評価できること。
- 五 理事（中小企業等協同組合法第三十五条に規定する理事をいう。以下同じ。）が期待エクスポージャーに係る信用リスクの管理手続に積極的に関与していること。
- 六 期待エクスポージャー計測モデルが通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。
- 七 期待エクスポージャー計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。
- 八 期待エクスポージャーに係る信用リスクの計測過程について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。
- 九 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想されていること。
- 十 前号のリスク・ファクターに対して大きな変動が生じた場合に期待エクスポージャー計測モデルに及ぼす影響を検証していること。

と。

十一 取引をモデル内の適切なネットティング・セットに割り当てるために取引固有の情報を入手していること。

十二 担保額調整の効果を捉えるため、取引固有の情報を入手していること。

十三 独自に推計している場合は、第五十二条第三項各号に掲げる要件を満たしていること。

(変更に係る届出)

第五十二条の四 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用する信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならぬ。

一 承認申請書の記載事項に変更がある場合

二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三 前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法を採用する信用協同組合等は、当該信用協同組合等が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

第五十二条の五 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用に

(新設)

(新設)

ついて承認を受けた標準的手法を採用する信用協同組合等が前条第一項第二号の届出を怠つた場合又は同項第三号に該当する場合、第五十三条第一項の承認を取り消すことができる。

(段階的適用等)

第五十三条の六 期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用する信用協同組合等は、すべての派生商品取引又はすべてのレポ形式の取引について期待エクスポージャー方式を適用しなければならない。ただし、期待エクスポージャー方式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額についてカレント・エクスポージャー方式又は標準方式を適用する旨を第五十三条の二第二項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法を採用する信用協同組合等は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たつて重要でない派生商品取引又はレポ形式の取引に対して、カレント・エクスポージャー方式又は標準方式を適用することができる。

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第八十二条 (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

(新設)

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第八十二条 (略)

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

三 標準的手法を採用する信用協同組合等の理事がレポ形式の取引に係るエクスポージャー変動額の管理手続に積極的に関与していること。

四〇六 (略)

三〇四 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第百三十二条 (略)

二〇四 (略)

五 第五十条から第五十三条の六までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは、「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と読み替えるものとする。

(マチュリティ)

第百三十三条 (略)

二〇五 (略)

6 内部格付手法を採用する信用協同組合等が事業法人等向けエクスポージャーのEADについて第五十三条から第五十三条の六までの規定を準用している場合は、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリティは、第一号に掲げる算式により算出された実効マチュリティとし、同号に掲げる

三 標準的手法を採用する信用協同組合等の理事(中小企業等協同組合法第三十五条に規定する理事をいう。以下同じ。)がレポ形式の取引に係るエクスポージャー変動額の管理手続に積極的に関与していること。

四〇六 (略)

三〇四 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第百三十二条 (略)

二〇四 (略)

五 第五十条から第五十三条までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーのEADについて準用する。この場合において、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは、「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と読み替えるものとする。

(マチュリティ)

第百三十三条 (略)

二〇五 (略)

(新設)

実効 $E E_{t_k}$ は銀行口座に預けられる額に組み算出された額とする。ただし、実効マニホリナイが一年に満たない場合は一年とし、五年を超えれば五年とし、。

$$\text{I 実効スチユリテ } \gamma(M) = \frac{\sum_{k=1}^m \text{実効 } E E_{t_k} \times t_k \times d f_k}{\sum_{k=1}^m \text{実効 } E E_{t_k} \times t_k}$$

$$\frac{\sum_{k=m+1}^n E E_{t_k} \times t_k \times d f_k}{\sum_{k=1}^n E E_{t_k} \times t_k \times d f_k}$$

t_k は、 $t_k - t_{k-1}$

$d f_k$ は、将来の期間 t_k にわたるリスクフリー・レートによる割引率

$E E_{t_k}$ は、将来の時点 t_k における期待エクスポージャー。ただし、 $E E_{t_0}$ はカレント・エクスポージャー。

m は、エクスポージャーの額を計測する将来の時点 t_k のうち、一年を超えない最後の時点 t_m としたときの m

n は、エクスポージャーの額を計測する将来の時点 t_k のうち、満期の時点を超えない最後の時点 t_n としたときの n

$$\text{II 実効 } E E_{t_k} = \max(\text{実効 } E E_{t_{k-1}}, E E_{t_k})$$

実効 $E E_{t_0}$ は、カレント・エクスポージャー

(リテール向けエクスポージャーの EAD)

第四百十条 (整)

2~4 (整)

(リテール向けエクスポージャーの EAD)

第四百十条 (整)

2~4 (整)

5 第五十条から第五十三条の六までの規定は、リテール向けエクスポージャーの「マヨロ」について準用する。この場合において、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは、「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と読み替えるものとする。

(エクスポージャーの厚さ(「」))

第二百三十六条 (略)

2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第五十条から第五十三条の六までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは、「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と読み替えるものとする。

5 第五十条から第五十三条までの規定は、リテール向けエクスポージャーの「マヨロ」について準用する。この場合において、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは、「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と読み替えるものとする。

(エクスポージャーの厚さ(「」))

第二百三十六条 (略)

2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第五十条から第五十三条までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法を採用する信用協同組合等」とあるのは、「内部格付手法を採用する信用協同組合等」と読み替えるものとする。